

騒音・振動に関する規制地域等の見直しについて

騒音、振動に関しては、騒音規制法、振動規制法、環境基本法に基づき規制等を行っています。規制等については、都市計画法に基づく用途地域において、用途地域の指定毎に基準を設定しており、用途地域以外の地域は、規制等を行う必要があると認められる地域について、市長が法に基づき地域を指定し基準等を設定しています。平成12年度の地域の変更から17年が経過し、宅地化の進行等、土地利用の状況が変化しています。このため、騒音及び振動について実態に適合した規制等を行うため、規制地域等を以下のとおり見直します。

1 騒音・振動の規制等の概要

(1) 騒音に関する規制等

規制法令	対 象		規制の概要
騒音規制法	工場 及び 事業場	特定施設（金属加工機械、空気圧縮機及び送風機、射出成形機等）を設置する工場及び事業場から発生する騒音	【規制地域】住宅が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定する。 【規制基準】昼間、夜間その他の時間の区分及び区域ごとに定める基準の範囲内において、当該地域において各区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める。
	建設工事	特定建設作業（くい打機、びょう打機、さく岩機、バックホウ等を使用）から発生する騒音	
	自動車	道路運送車両法第2条第2項、第3項に規定する車両から発生する騒音	
環境基本法	上記騒音を含む騒音全般		人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）

(2) 振動に関する規制

規制法令	対 象		規制の概要
振動規制法	工場 及び 事業場	特定施設（金属加工機械、圧縮機、射出成形機等を設置）する工場及び事業場から発生する振動	【規制地域】住宅が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他で振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定する。 【規制基準】昼間、夜間その他の時間の区分及び区域ごとに定める基準の範囲内において、当該指定に係る地域について、各区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める。
	建設工事	特定建設作業（くい打機、プレーカー等を使用）から発生する振動	
	自動車	道路運送車両法第2条第2項、第3項に規定する車両から発生する振動	

2 規制地域等の設定について

(1) 都市計画法に基づく用途地域に基づき規制地域・地域類型を指定

(2) 市街化調整区域、都市計画区域外において必要と認める地域は、「付表の地域」として規制地域・地域類型を指定

3 見直しの概要

(1) 見直し地域・・・騒音・振動に関する規制地域等見直し地域位置図参照

No.	地 域 名	大 字	備 考
1	日滝原産業団地南側周辺	日 滝	
2	旭ヶ丘住宅団地南側集落周辺	小河原	
3	アグリス周辺	小河原	
4	相森町公会堂周辺	日 滝	
5	J A・長印用地周辺	小 島	
6	(株)ニッソー周辺	八重森	
7	ホテル福寿荘周辺	豊 丘	
8	長野興農(株)周辺	野 辺	
9	高仁神社周辺	亀倉・仁礼	

(2) 指定する規制地域・地域類型の種別

ア 騒 音

法 律 名	指定する種別
騒音規制法	
・ 特定施設	第 2 種区域の付表の地域
・ 特定建設作業	第 1 号区域の付表の地域
・ 自動車騒音	a 区域の付表の地域
環境基本法	A 類型の付表の地域

イ 振 動

法 律 名	指定する諸別
振動規制法	
・ 特定施設	第 1 種区域の付表の地域
・ 特定建設作業	第 1 号区域の付表の地域
・ 自動車騒音	第 1 種区域の付表の地域